

堺市こんにちは赤ちゃん訪問従事者証

氏 名

登録年月日

年 月 日

実施施設名

写 真

印

堺 市 長

- 1 本証は、堺市こんにちは赤ちゃん訪問従事者であることを証するものであり、訪問先で相手方に提示してください。他の目的で使用してはいけません。
- 2 本証を他人に貸与したり、譲渡することはできません。
- 3 本証を亡失し、若しくは毀損したとき、又は氏名に変更があったときは、再交付の手続きを行ってください。
- 4 堺市こんにちは赤ちゃん訪問従事者として活動をしなくなったときは、本証を速やかに堺市へ返還してください。